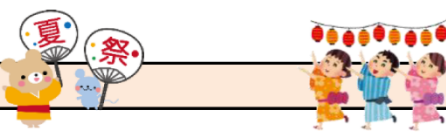


8月 細川町公民館カレンダー

〒673-0713
三木市細川町豊地55-1
発行 細川町公民館
Tel 0794-86-2059
fax 0794-86-2870
(令和8年8月)

日	曜	行事予定	開催時間	住民学習
1	土	細川町夏まつり 	18:00～ 模擬店開始	記載されていない自治会の多くは各家庭で学習していただく予定です。
2	日			
3	月			
4	火	サマースクール【ポスター教室】	9:00～	☞ 移動店舗
5	水	サマースクール【ポスター教室】 	9:00～	
6	木			
7	金			
8	土			増田(19:00～) 佐野(16:00～)
9	日			
10	月			
11	火	山の日(休館日)		☞ 移動店舗
12	水			
13	木			
14	金			
15	土	精霊流し 		
16	日			萩谷(19:00～) 原坂(20:00～)
17	月			
18	火			☞ 移動店舗
19	水			
20	木	まなびの郷みずほ交流キャンプ 	8:30受付	
21	金			
22	土			下南 (19:30～) 細川中上(19:00～) 高篠 (19:00～)
23	日			
24	月			脇川(19:00～)
25	火			☞ 移動店舗
26	水	子育てキャラバン ふれあいバス定例会 	10:00～ 13:30～	
27	木	サマースクール【館外研修】 ふれあいサロンなごみ会	8:30～ 10:00～	細川中(19:30～) 西 (19:30～)
28	金			
29	土	みっきい夏まつり 		金屋(10:00～)
30	日			桃津(17:00～)
31	月	月末休館日		

※掲載内容は、7月14日現在のものです。内容変更が生じる場合もありますので、その点ご了承ください

※日曜日の公民館閉館時間は午後5時です。

子どもの声が
聞こえる
みんなが集う公民館

公民館だより

公民館だより
WEB版を ⇒
ご覧ください

6/22、7/6 住民学習指導者・リーダー研修会

6月22日(月)に細川地区人権・同和教育推進協議会(細川地推協)総会が開催され、令和7年度の事業報告・会計報告の後、令和8年度の新役員・重点目標・事業計画・予算が承認されました。

引き続き第1回住民学習指導者・リーダー研修会では、「差別を許さない市民宣言」朗読後、「社会におけるひきこもりと人権～誰もが支え合える社会の実現をめざして～」をテーマとした人権啓発ビデオ『見上げれば』を上映しました。

7月6日(月)には、第2回住民学習指導者・リーダー研修会が開催され、三木市人権推進課の松田 聡さんを講師に招き「人権啓発ビデオ『見上げれば』の活用について」と題して、人権啓発ビデオを活用した【ひきこもり支援のゴール】＝『自立』についての学習方法などの講演をしていただきました。また、各グループに分かれて、住民学習ワークシートを使い話し合いが行われ、それぞれの地区の住民学習に生かせる研修となりました。

今年度の住民学習は、昨年度と同様に区長さんと社会教育推進委員が相談し、ビデオ・インターネット・教材を使って各自治会の実態に合わせた開催方法・学習方法を選択していただき、7月～8月にかけて実施していただくことになりました。

細川地区の住民の皆様におかれましては、多世代から多数の積極的なご参加をよろしくお願いいたします。



『クールスポット』（涼みどころ）



一時的に暑さをしのぎ、涼をとれる場所として細川町公民館のふれあい広場も町民の皆様にご活用いただけるよう解放しています。

また『オレンジページ』や『ハルメク』などの雑誌や小中学生の課題図書などを置いていますので、皆さんの憩いの場としてぜひご利用してください。



高齢者教室・ゆとり講座合同セミナー

健康講座

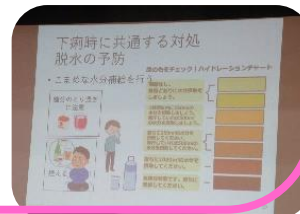
～排泄管理のお話～

6月19日（金）に北播磨総合医療センターの看護部 皮膚科・排出ケア認定看護師 森田順子さんを、講師にお招きして排尿・排便トラブルのしくみと対処についての講座を開催しました。

排泄は健康維持に欠かせない身体の自然な機能であり、適切な管理は生活の質を高めます。

特に、高齢者や介護を必要とする方への配慮として、排泄の観察とタイミングの把握、衛生管理、排泄補助が大切であることを学びました。

今後は異変に気付き、疑問に思う事があれば病気が関係していることがあるので、かかりつけ医院または、近くの病院を受診してください。



乳幼児教育学級（ひよこクラブ）

親子ヨガ

6月25日（木）に乳幼児教育学級で親子ヨガをしました。

参加した親子はヨガを通じて、楽しく身体を動かしながら親子のふれあいを深めました。

ヨガの呼吸法や簡単なポーズは、乳幼児の発達を促し、ママたちのリラックスにも効果的です。和やかな雰囲気の中、お互いに笑顔があふれるひとときとなりました。



令和8年度夏休み課題図書のご案内

夏休みの読書に役立つ令和8年度の課題図書が細川町公民館に入荷しました。

★ 貸出期間：貸出期間は **1週間です**

★ 対象図書：小学生・中学生向け夏休み課題図書です
みなさまのご利用をお待ちしております。



平成6年9月30日発行の「公民館だより（No.77）」掲載の『ふるさとたんほう 59 雨 乞』を紹介します。

復刻版

ふるさとたんほう 59 雨 乞

前公民館長 信国 清

古代より営々と受けつがれて来た稲作に絶対必要な雨も、天候次第で人力では如何ともなし難く、一度干ばつが起ると百姓達は必死になつて神仏に雨乞祈願を行った。

特に江戸時代には、当時の気象条件によるのか或は灌漑設備の不備によるのか、頻頻として干ばつの被害を受けた記録が、小川谷の大庄屋安福氏の書き残した累年覚書集要に記されている。宝永年間（一七〇四―一七〇七）で三回、享保年間（一七二六―一七三九）で七回、寛政年間（一七九四―一七九七）で四回にわたる。これは一例にすぎない。

干ばつは、百姓達の死活問題だけでなく、米の収量の約半分を年貢として収納した大名や家臣達にとっても重大関心事であった。

小川谷を領有していた明石藩では、干ばつが起ると御酒神社や六社神社に雨乞祈願を命じ、湯立が行なわれた。

湯立とは、大きな釜に熱湯を煮えたらせ、巫女が釜に浸して神に祈りながら、四方八方に湯を振りまいて舞うお払いの儀式である。

また宝永七年の干ばつには、法輪寺では川の上に床を掛け、十七日間の雨乞の大般若経が執行された。五日目に降雨あり、明石藩より米二俵（一五〇キロ）が下賜されたとも記されている。

近世に至っては、大正十三年、さらに昭和十四年が大干ばつの年であった。各部落では必死になつて雨乞祈願が行なわれ、部落内のお社や氏神さんへの千度参り、菩提寺での祈禱や、近くは淡河の不動さん、丹生神社、或は三田市本庄の駒宇佐八

幡宮への総参り（一戸に一人）が行なわれた。遠くは琵琶湖の竹生島や、実業郡千種の鍋森神社への代参など、それぞれ古い習慣によつて行先や方法が選ばれた。

この他、小川谷の方では千束焚（せんばいだし）という雨乞祈願が行なわれた。千束焚とは部落総出で木や笹草などを刈り取って千束の薪を作り、高台に運んで積上げ火を放てば火は風を呼んで紅蓮の炎となつて天に舞い上り、人々は「雨降れ 十文戸 雲に汁けは無いかいな」と、叫びながら祈りつづけた。それは、

生活の掛けた百姓達の切実な願望が込められた山での壮烈な火の祭典であった。また、細川中上では、菩提寺安養寺の釣鐘を下して、大日神社裏の美の川に運び、淵に沈めて雨乞祈願をされた。釣鐘には見事な龍が浮彫りされていて、龍が水を呼ぶとの古事によるもので、こちらは流れの途絶えた川での静かな水の祭典であった。

此の鐘も太平洋戦争に際し、金属回収令によつて供出された。現在の鐘は戦後に新調されたものである。本年も五十年來の厳しい干ばつの年であったが、ほとんどの様な雨乞祈願や行事は姿を消した。

しかし萩谷では鍋森神社への代参祈願が行なわれた。授かった御札と水は、帰路休んだり道寄りすると御利益が消えるといわれている。現在は自動車の時代で問題はないが、以前は自転車に乗った若者を、道々に配して順送りに持ち帰った。授かった水は、池を廻り少しづつ池神にささげられた。こうした雨乞行事が、時代の進歩発展とともに消え、先人達の残した貴重な足跡として記録に留めたいものです。



※次回は『ふるさとたんほう 60（惺窩祭と誕生地）』を掲載します。
お楽しみに。